

日本線虫学会会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会は日本線虫学会 (Japanese Nematological Society) と称する。

第2条（目的）

本会は線虫学の進歩及び普及を図ることを目的とする。

第3条（事業）

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学会誌及びその他出版物の刊行
- (2) 大会の開催
- (3) 学会ウェブサイトの運営
- (4) その他、会の目的を達成するために必要な事業

第4条（事務局）

本会に事務局を置く。所在地は東京都文京区大塚5-3-13-4F 一般社団法人 学会支援機構内とする。

- 2 事務局は、本会の庶務、会計及び広報の業務を行う。
- 3 事務局は、その業務の一部を外部委託することができる。

第2章 会員

第5条（会員の種類）

本会の会員は、正会員、学生会員、賛助会員及び名誉会員とする。

- 2 正会員は、本会の目的に賛成して入会した個人とする。
- 3 学生会員は、本会の目的に賛成して入会した大学・大学院、高等専門学校、高校、専修学校（無認可校を除く）に所属する個人とする。
- 4 賛助会員は、本会の目的に賛成し、本会の事業を維持・推進するために経済的に支援を行う個人または団体とする。
- 5 名誉会員は、日本の線虫学および本会の発展に大きな功績があり、評議員会により推薦され、総会において決定された個人とする。

第6条（入会）

本会への入会を希望する者は、本会所定の方法により入会を申し込むものとする。

第7条（会費）

会員は、別に定める所定の会費を当年度末までに納付しなければならない。ただし、名誉会員はこの限りではない。

2 会費を1年以上滞納した者は、会員の資格を失うものとする。

第8条（権利）

会員は次の権利を有する。ただし、正会員は以下の（6）を、学生会員は以下の（5）及び（6）を、賛助会員は以下の（2）、（3）、（4）及び（5）を、名誉会員は以下の（3）、（4）、（5）及び（6）を有しないものとする。

- （1）会誌及びその他の出版物の配布を受けること。
- （2）会誌及び大会で研究業績を発表すること。
- （3）総会に出席し、会の運営に意見を述べること。
- （4）会長及び評議員の選挙権を有すること。
- （5）会長及び評議員の被選挙権を有すること。
- （6）事務局が認める範囲において、会誌、学会ウェブサイト及び大会で広告を掲載・掲示し、または製品等を展示すること。

第9条（退会）

本会を退会しようとする者は、本会所定の方法により退会を申し込むものとする。

第3章 役員

第10条（役員の種類・定員）

本会に、次の役員を置く。

- （1）会長1名
- （2）評議員8名
- （3）事務局長1名
- （4）幹事若干名
- （5）会計監査2名

第11条（役員の職務）

役員は、以下の職務を行う。

- （1）会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- （2）評議員は、評議員会を構成し、会の運営に関する重要事項を評議する。
- （3）事務局長は、本会の事務局を代表し、事務局の業務を統括する。

- (4) 幹事は事務局に属し、庶務、会計及び広報の業務を分担する。
- (5) 会計監査は、本会の会計を監査する。

第12条（役員任期及び決定）

役員任期は、2年とする。ただし、役員は、その任期終了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

- 2 会長は、会員の投票によって選出する。ただし、連続して3期以上の任期を務めることはできない。
- 3 評議員は、会員の投票によって8名を選出し、うち6名を全体枠として正会員から、残り2名を若手枠として40歳以下の正会員から選出するものとする。
- 4 事務局長は、評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 5 幹事は、評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 6 会計監査は、評議員会で候補を選び、総会の承認を得て決定する。ただし、会計監査は、本会の他の役員を兼務することはできない。また、連続して任期を務めることはできない。

第13条（役員補充）

選挙によって選出された役員に欠員を生じた場合は、評議員会に諮り、選挙の次点者をもって補充する。ただし、補充された役員は、その直後の総会で承認を受けるものとする。補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 会長に事故ある場合、評議員会は、評議員の中から会長代理を選出することができる。

第4章 機関

第14条（総会）

総会は、本会の最高議決機関であり、事業計画・収支予算、事務報告・収支決算、会則の改廃、その他評議員会で必要と認めた事項等重要事項を審議・決定する。

- 2 総会は、正会員及び学生会員で構成する。
- 3 総会は、会長が招集し、毎年1回開催する。

第15条（評議員会）

本会に、予算、決算、事業計画、その他の重要な会務を評議する評議員会を置く。

- 2 評議員会は、会長及び評議員で構成する。
- 3 評議員会は、会長が招集し、議長は会長がこれを務める。

- 4 評議員会は、委任状を含め、構成員の2分の1以上の出席がなければ議決することはできない。
- 5 評議員会における議決は、出席者の過半数による。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 緊急を要する案件については、評議員全員の賛同を得た場合に限り、評議員会の開催によらず、これに代わる連絡文書による投票で議決することができる。なお、議決の方法は評議員会に準ずる。

第16条（委員会）

本会に次の委員会を置く。

- (1) 編集委員会
- (2) 選挙管理委員会
- (3) 大会運営委員会
- (4) その他評議員会が必要と認めた委員会

第17条（編集委員会）

編集委員会は、別に定める規定に従って、会誌その他出版物の編集を担当する。

第18条（選挙管理委員会）

選挙管理委員会は、別に定める規定に従って、会長選挙及び評議員選挙の業務を担当する。

第19条（大会運営委員会）

大会運営委員会は、別に定める規定に従って、大会運営業務を担当する。

第5章 会計

第20条（経費）

本会の事業遂行に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

第21条（事業計画及び収支予算）

本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に会長が編成し、評議員会の承認及び総会の議決を経て執行する。事業計画及びこれに伴う収支予算を変更した場合も同様とする。

第22条（事業報告及び収支決算）

本会の収支決算は、毎年度終了後に会長が作成し、事業報告とともに会計監査

の意見をつけて、評議員会及び総会の承認を得る。

第23条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年7月1日から翌年の6月30日までとする。

第6章 会則の改廃

第24条（会則の改廃）

この会則の改廃は、総会における出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第7章 雑則

第25条（諸規定）

この会則に定めるもののほか、会の運営上必要な事項は、別に定める。

付則

本学会を1971年4月7日から発足する。

この会則は2000年1月1日から施行する。

1971年4月7日制定

1973年4月4日一部改正

1980年4月4日一部改正

1982年4月3日一部改正

1992年9月29日改正

1999年9月9日一部改正

2002年10月10日一部改正

2009年9月3日一部改正

2020年11月18日一部改正

2021年11月5日一部改正

付則

この会則は2024年9月12日から施行する。

付則

2024年度に限り、事業年度は、2024年4月1日より2025年6月30日までを1事業年度とする。